

授業時数特例校の新規指定・変更・廃止に係る申請手続について

1 申請に当たって

授業時数特例校の新規指定や変更の申請に当たっては、管理機関及び学校で関係法令や実施要項を踏まえ、管理機関及び学校において要件等を満たしていることを確認した上で、充実する学習内容、教科ごとの授業時数の配分を決め、様式1又は様式2に入力し、エラーが表示されないことを確認しておくこと。

2 申請に先立つ保護者や地域住民その他の関係者への説明について

授業時数特例校の新規指定や変更の申請に当たっては、申請に先立ち、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとすること。詳細については、「教育課程特例校実施要項の改正及び授業時数特例校実施要項の決定等について（通知）」（文科初第772号令和3年7月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知、以下「特例校通知」という。）別紙2の3（3）を参照すること。

3 新規指定、変更又は廃止に係る申請書等の提出について

(1) 提出書類

新規指定申請の場合：【様式1（本体・別紙）】授業時数特例校指定申請書

指定変更申請の場合：【様式2（本体・別紙）】授業時数特例校指定変更申請書

指定廃止申請の場合：【様式3（本体・別紙）】授業時数特例校指定廃止申請書

※申請書のファイル形式については、Excelファイル(.xlsx)及び本体・別紙を一括でまとめたPDFファイル(.pdf)の両方を提出すること。

(2) 提出期限：令和5年12月31日

※令和6年度から特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する場合

(3) 提出先：文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係

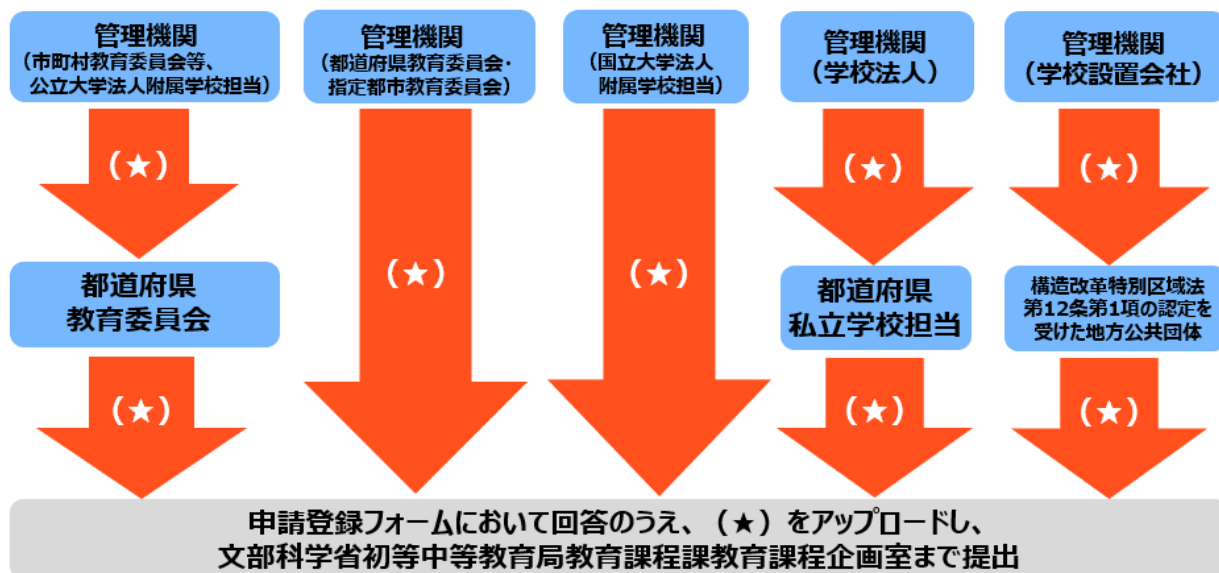
(4) 提出方法：申請登録フォーム（URL：<https://forms.office.com/r/DYuwzc6SrB>）からのアップロード

(5) 提出までの流れ

① 各学校の管理機関（設置者）が、原則として申請を行う学校ごとに、(1)の提出書類を作成する。ただし、同じ管理機関における複数の学校において、申請区分と内容が同じ場合は、1件の申請様式にまとめて(1)の提出書類を作成する。

② 都道府県教育委員会・都道府県私立学校担当・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体は、域内の各管理機関から提出のあった提出書類に記載の不備が無いかどうかを含め内容を確認のうえ、(3)の申請登録フォームにおいて必要事項を回答のうえ、当該フォームで案内されるURL先にアップロードし提出。

※都道府県・指定都市教育委員会が設置する公立学校、国立大学法人附属学校については、管理機関（都道府県・指定都市教育委員会、国立大学法人）が直接、提出書類を提出。



(★) = 提出書類

(6) 申請書等の提出に当たっての留意事項

- ① 申請書類のファイル名は、PDF ファイル及び Excel ファイルのいずれも、以下のとおりとすること。
 - ・【様式 1】：00 所在する都道府県指定都市名（管理機関名）【様式 1 ※複数ある場合は①②③を記す】授業時数特例校指定申請書（〇〇〇学校外〇校）
 (例：01 北海道（函館市教育委員会）【様式 1】授業時数特例校指定申請書（×××小学校外 3 校）)
 - ・【様式 2】：00 所在する都道府県指定都市名（管理機関名）【様式 2 ※複数ある場合は①②③を記す】授業時数特例校指定変更申請書（〇〇〇学校外〇校）
 (例：01 北海道（函館市教育委員会）【様式 2】授業時数特例校指定変更申請書（×××小学校外 3 校）)
 - ・【様式 3】：00 所在する都道府県指定都市名（管理機関名）【様式 3 ※複数ある場合は①②③を記す】授業時数特例校指定廃止申請書（〇〇〇学校外〇校）
 (例：01 北海道函館市教育委員会）【様式 3】授業時数特例校指定廃止申請書（×××中学校外 3 校）)
 - ・ 補足資料：00 所在する都道府県指定都市名（管理機関名）【補足 ※複数ある場合は①②③を記す】授業時数特例校〇〇申請（〇〇〇）
 (例：01 北海道（函館市教育委員会）【補足】授業時数特例校指定申請)

- ② 申請登録フォームで案内される URL 先にアップロードが出来ない場合は、当該フォームにおいて必要事項を回答のうえ、教育課程課企画室「kyokyo@mext.go.jp」までメールで送付すること。(申請登録フォームでの回答をもとに申請受付を行うため、当該フォームでの回答は必ず行うこと。) 電子メールの件名は「【提出機関の都道府県指定都市名 (又は国立大学法人名)】授業時数特例校申請について」とすること。
- ③ 修正等により申請書類を再提出する場合も、申請登録フォームで案内される URL 先へアップロードし再提出すること。

5 その他留意事項

- (1) 「授業時数特例校制度実施要項」(令和3年7月30日文科科学大臣決定)、特例校通知及び「授業時数特例校制度に関するQ&A(学校・管理機関向け)」の内容を十分に踏まえること。
- (2) 管理機関は、授業時数特例校における特別の教育課程の編成の方針等に関するウェブサイト等における公表について、実施初年度の5月31日を期限として文部科学省に報告することとされているが、その提出方法等については、別途連絡することを予定していること。また、報告後に変更があった場合は、随時、文部科学省に報告すること。